

④ 県独自の緊急事態宣言で影響を受けた事業者の方には 一時金が支給されます

主な事業が影響を受け売上が大きく減少した事業者の方に対して、県から一時金が支給されます。
支給対象 ※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です。
 令和3年1月または2月の売上が前年同月比(または前々年同月比)で50%以上減少し次のいずれかに該当する県内事業者

- (1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取り引きがある事業者
- (2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

支給額 1事業者あたり一律20万円(1回限り)

申請期限 5月31日(月)

申・問 茨城県事業者支援一時金相談窓口 TEL 029-301-5558



詳しくはこちら

⑤ 子育て世帯緊急支援事業の申請期間を延長します

長期化するコロナ禍における子育て世帯の生活を支援する目的で、大学等の進学に伴うパソコン等の購入費の補助および在宅等の時間を活用した資格取得の助成の申請期間を5月31日(月)まで延長します。

次の事業は、原則として令和3年2月5日以降の購入が対象となりますが、詳しくは市ホームページをご確認ください。

○**情報機器購入補助**：リモート授業など進学に伴い必要となる端末の整備を支援します。

交付対象者	購入時点で市内在住で、令和3年4月から大学等(大学・短期大学・専門学校)へ進学した子を養育する保護者または進学をした本人
交付対象経費	学業を主として活用するパソコンまたはタブレットの購入費用
補助率	交付対象経費の1/2以内で上限30,000円

○**資格取得補助**：仕事やライフスタイルの形成に資する資格や免許の取得を支援します。

交付対象者	申し込み時点で市内在住で、未就学児から高等学校以下の学校に在学中の子を養育する保護者
交付対象経費	国家資格、公的資格、民間資格または免許(自動車等の運転免許は除く)の取得にかかる講座等の受講料、教材購入費および検定試験料
補助率	交付対象経費の1/2以内で上限30,000円

【共通事項】

申請方法 市ホームページで必要事項をご確認のうえ、窓口で直接または郵送、
 いばらき電子申請届け出サービスから申請してください。

申請期限 5月31日(月) ※郵送は必着

申・問 企画政策課(内線559)



詳しくはこちら

「広報かさま お知らせ版」は、インターネット等デジタル媒体により情報発信方法が多様になったことから、4月より月2回の発行に変更しました。